

# 会議録

- 1 会議の名称 令和2年度第2回国民健康保険運営協議会
- 2 開催日時 令和3年2月15日(月) 13時30分～14時30分
- 3 開催場所 熊取町役場北館3階大会議室
- 4 議題 (1) 報告事項  
①令和3年度国保「市町村標準保険料率」等について  
②令和3年度賦課限度額等について  
③大阪府国民健康保険運営方針について  
(2) その他
- 5 公開・非公開の別 全部公開
- 6 傍聴者数 1人

## 7 審議等の概要

### 【(1) 報告事項】

- ①令和3年度国保「市町村標準保険料率」等について  
②令和3年度賦課限度額等について  
③大阪府国民健康保険運営方針について

### ■事務局説明

#### ①令和3年度国保「市町村標準保険料率」等について

##### (1) 令和2年度からの主な変動要因について

- ・推計被保険者は引き続き減少傾向。
  - ・一人当たり費用額の増減要因
    - ≪増要因≫保険給付費の増、保険料減免の増、財政安定化基金への繰入金の増
    - ≪減要因≫大阪府の激変緩和措置の全面拡大等による公費や前期高齢者交付金の増、介護納付金の減
  - ・大阪府による保険料抑制の工夫  
激変緩和措置の全面適用に係る財源活用、都道府県の保険者努力支援制度交付額の活用、予防・健康づくり支援交付金獲得による調整財源の活用 など。  
⇒ 上記を踏まえ、令和3年度の標準保険料率は、本町独自激変緩和前の令和2年度標準保険料率と比べた場合、支援分の所得割と均等割のみが上昇しそれ以外は減少している。
- (2) 令和3年度市町村標準保険料率を適用した場合の具体的な影響について説明。
- ・1人世帯、2人世帯、3人世帯の所得なしの階層で保険料は増額。それ以外は、賦限度額増額によるものを除き減少する。
  - ・保険料の増額が、構成割合が多い少人数世帯であり、かつ低所得世帯であること、新型コロナウイルス感染症の影響なども勘案し、活用可能な財源を確保できることを前提に、令和3年度も激変緩和措置を実施する方向で検討を進める。  
⇒ 検討結果を踏まえ令和3年度第1回運営協議会(5月中旬頃)に諮問させていただく。

#### ②令和3年度賦課限度額等について

##### (1) 賦課限度額は府内統一基準を採用することを国民健康保険条例で規定している。

ため、令和3年度も大阪府の示す賦課限度額を適用する。

⇒ 令和3年度：医療分63万円(対前年度+2万円)、支援分19万円(変更なし)

介護分17万円(対前年度+1万円) 総額99万円(対前年度+3万円)となった。

(2) 税制改正に伴う制度改正について

平成30年度の税制改正に伴い、令和3年度の住民税課税所得から給与所得控除・公的年金等控除が10万円引き下げられるとともに、基礎控除が10万円引き上げられることとなった。

そのため、収入に変化がない給与所得者等にとって、意図せざる影響や不利益等が生じないように、軽減判定所得算定時における所得基準を改正し、令和3年保険料算定時から適用できるように国の参考条例に従い国保条例の一部改正を行った。

《改正内容》

現行の所得基準について、基礎控除額相当額33万円を43万円とした上で、「10万円に、被保険者のうち一定の給与所得等の数の合計から1を減じた数を乗じた金額」を加算する。

【改正後】

7割軽減基準額：基礎控除相当分

$43万円 + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10万円$  以下

5割軽減基準額：基礎控除相当分

$43万円 + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10万円 + 28.5万円 \times (\text{被保険者数})$  以下

2割軽減基準額：基礎控除相当分

$43万円 + (\text{給与所得者等の数} - 1) \times 10万円 + 52万円 \times (\text{被保険者数})$  以下

③大阪府国民健康保険運営方針について

令和3年度から令和5年度までの3ヵ年を対象期間とする新たな大阪府国民健康保険運営方針が令和2年12月23日に策定されたことを報告。

【説明概要】

府において被保険者間の受益と負担の公平性の確保を国保制度運営に関する基本的な考え方とし、同じ所得・同じ世帯構成であれば府内のどこに住んでいても同じ保険料となるよう、6年間の激変緩和措置期間を設けたうえで、令和6年度以降は保険料率を統一し、人生100年時代を見据えた予防・健康づくりのための取組を推進していく。

令和3年度標準保険料率から激変緩和措置の対象を全市町村に全面拡大し、その財源を活用することを明記。また、運営に関し、コロナ禍で重大な影響が生じていると認められる場合は、運営方針の趣旨に沿った対応措置を設けるなど、概要説明を行った。

【(2) その他】

令和3年度第1回熊取町国民健康保険運営協議会開催予定日を提示した。

■主な質疑応答

- 「令和2年度近隣市町モデルケース保険料」の説明で、熊取町は近隣の中では7番目に保険料が低いとあるが、大阪府の資料の「令和2年度保険料収納必要額」で見た場合、一人当たり保険料が熊取町が岸和田市以南で一番高い。  
モデルケースの順位と食い違っているのはなぜなのか？

⇒ 保険料収納必要額は、各自治体ごとの被保険者数や被保険者の所得状況、収納率などをもとに、大阪府が独自の算定方法により各自治体ごとの納付額を決定したものである。府の資料が示す一人当たり保険料は、本町に課せられた納付額を単純に推計被保険者数で割り戻した額であるため、実際の保険料率と所得で算定した保険料額のモデルケースの順位が、府の資料の順位とは完全に一致しない。

8	会議情報	名称	国民健康保険運営協議会
		根拠法令等	国民健康保険法、国民健康保険条例
		設置期間	昭和36年4月～
		所掌事務	国民健康保険事業に関する重要事項について審議すること
		委員数	14人
9	担当課		健康福祉部保険年金課